平成２２年（フ）第２２１号
長崎県長崎市平間町1309番地14
債務者　江浦　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
長崎県長崎市琴海戸根町2068番地、旧住所長崎県長崎市西海町1755番地168フレグランス琴海201
債務者　山口　一美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
宮崎県延岡市伊形町5048番地８
債務者　廣瀬　國男
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３９７号
沖縄県那覇市識名１丁目15番13号
債務者　新城里香子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３９８号
沖縄県那覇市泊２丁目１番地10　泊リバーサイド403
債務者　與那覇寿人
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４０５号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城236番地１コーポ大城205
債務者　松竹　敏雄
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４０６号
沖縄県那覇市具志３丁目26番１号　コーポ大城402
債務者　仲村須榮子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４１８号
沖縄県那覇市字小禄1426番地６　新崎アパート303
債務者　平良　　信
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４２４号
沖縄県豊見城市字嘉数203番地１石垣方
債務者　石垣まさ子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２９４号
大分県臼杵市大字江無田239番地の３
債務者　足立　順子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７号
群馬県桐生市新里町新川3974番地４　深沢ハイツ18号
債務者　齋藤　英己
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１４５６号
愛知県知多郡美浜町大字奥田字石畑77番地
債務者　濵本　　晃
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４３４号
名古屋市南区五条町３丁目１番地　五条荘106号
債務者　木村　晃子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０号
三重県鈴鹿市岸岡町2707番地の11
債務者　西川美沙紀
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４２号
三重県津市片田新町48番地５
債務者　野田　朋美　（旧姓嶋田）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５０号
三重県津市香良洲町140番地４
債務者　山中　郁子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５３号
三重県鈴鹿市桜島町６丁目14番地の13　コンシェールヨシザワ101号、前住所三重県四日市市日永西３丁目４番１号
債務者　諸井　健一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
津地方裁判所破産係